

グループホーム 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人惇慧会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。以下同じ。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、秋田市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画を含む。以下同じ。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「グループホーム・サラ」とする。

【ユニット名 ①グループホーム・サラ、②グループホーム・エン】

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 2名（兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護従業者 14名
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 事務員 1名

事務員は、一般事務及び施設会計を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。(1ユニット9名×2ユニット)

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。その上で、当該計画を利用者に交付する。

3 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその1割とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- | | |
|--|---------------|
| ① 家賃 | 30,000円／月 |
| ② 食費 | 43,580円／月 |
| ③ 運営管理費（水道光熱費・共用部保守管理等） | 30,000円／月（税込） |
| ④ おむつ代・理容代・・・実費 | |
| ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用（シャンプー、ティッシュ等の個人用の日用品費など）・・・実費 | |

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。(下記参照)

- | | |
|--|--------------|
| ① 家賃 | 1,000円／日 |
| ② 食費 | 1,453円／日 |
| ③ 運営管理費（水道光熱費・共用部保守管理費等） | 1,000円／日（税込） |
| ④ おむつ代・理容代・・・実費 | |
| ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用（シャンプー、ティッシュ等の個人用の日用品費など）・・・実費 | |

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金もしくは銀行口座振替によって

指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2 および要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避

難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(身体拘束)

第 17 条 生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、行動制限を行う以外に代替えの方法がないと医師が判断した場合、医師の指示のもと一時的に行うものとする。

医師は本人や家族に身体拘束の内容・理由・拘束時間・期間などを充分に説明し理解を得るものとする。

(虐待防止)

第 18 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、結果について従業者への周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 従業者のサービス提供の質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 隨時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成13年11月19日から施行する。

この規程は、平成15年10月1日より改訂施行する。

この規程は、平成18年10月1日より改訂施行する。

この規程は、平成24年6月1日より改定施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改定施行する。

この規程は、平成26年9月1日より改定施行する。

この規程は、平成27年4月1日より改定施行する。

この規程は、平成29年7月1日より改定施行する。

この規程は、令和元年10月1日より改定施行する。

この規程は、令和2年9月1日より改定施行する。

この規程は、令和2年12月1日より改定施行する。

この規程は、令和3年1月20日より改定施行する。

この規程は、令和4年4月1日より改定施行する。

この規程は、令和4年5月1日より改定施行する。

この規程は、令和5年3月28日より改定施行する。